

財務省告示第百十八号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十八年三月三日に買入消却した国債の  
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年三月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	総額 面金額の	額 面金額の 買入
本州四国 連絡橋債	第三百九十 七回	二百六十八億二千 円	七百四十五 銭
“	第四百一回	百九十億 円	八百七十八 銭
“	第四百二回	八十四億 円	百一十三 銭
“	第四百三回	八十七億 円	七百一十六 銭
合計		四百二十二億 九千九百九十九 円	